

くりやま ぎかいだより

No.146

2016年(平成28年)2月1日
発行／北海道栗山町議会

移出量日本一を誇る
種イモ出荷センターで農業研修！
地域おこし協力隊 ^{あつき} 目黒温樹さん (2015.12.21)

第9回定例会

2

町政に聞きたい4議員が一般質問

8

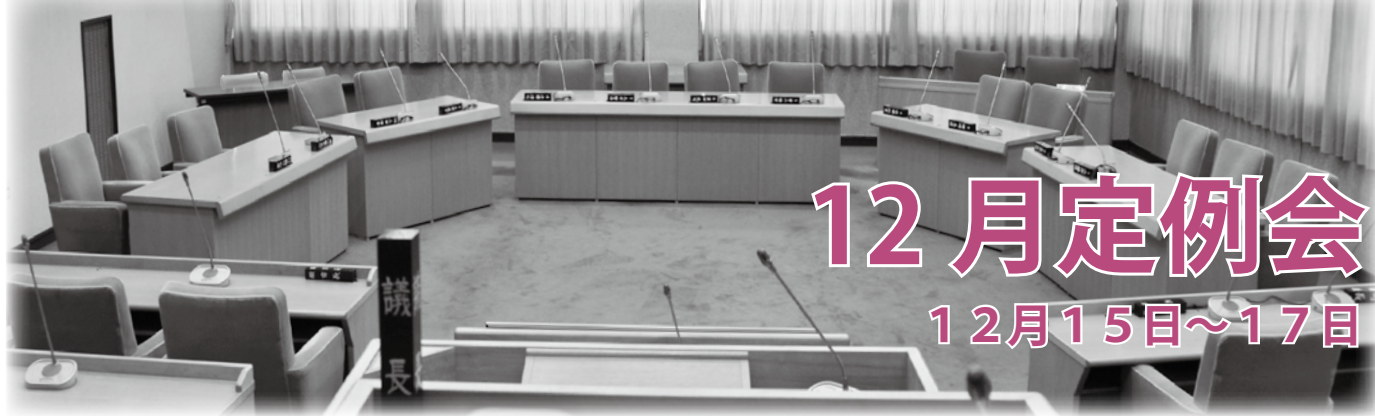
先進地視察報告

14

町民意見の募集

(議会基本条例見直し)

17



12月定例会

12月15日～17日

事業名	補正額
ふるさと納税者記念品追加	1480万円
ふるさと応援基金積立金追加	2000万円
南空知4町地域連携事業	944万円
学生地域定着推進協議会	40万円
子どものための教育・保育給付費追加	2353万円
道央廃棄物処理組合負担金	588万円
炭化炉解体撤去工事減額	△808万円
日出地区小規模治山調査設計	200万円

主な内容

▼一般会計補正予算
歳入歳出に9385万円を追加し、予算総額は8億5596万円。

¥ 補正予算

12月定例会は、12月15日から17日までの会期で開かれ、4人の議員が一般質問を行ったほか、町長から提案された補正予算や条例改正など20議案を慎重審議し、いずれも可決、同意しました。

南空知4町地域連携事業

質 疑

藤本議員 南空知4町連携によるプロモーション事業の内容及び事業費は。
経営企画課長 首都圏への南々空知のPR事業を全額道補助を受け実施するもので、南空知4町の協議でそれぞれ担当する事業を決定した。本町は航空会社の機内誌利用のPR、空港のラウンジでの特産品のPR及びアンケート調査の実施で604万円。由仁町は民間放送との提携による観光資源・観光ルートの放送で900万円。南幌町は観光パンフレット及びポスターの作成で460万円。

学生地域定着推進協議会

質 疑

重山議員 本町のほか、どの自治体が、どういった事業を展開するのか。また、本町の独自性がある事業か。

経営企画課長 江別市の呼びかけに賛同した南幌町、由仁町、長沼町、芦別市、赤平市、三笠市、江別市、栗山町の8市町

による広域連携事業で、江別市内4大学と関係団体とで若者定住促進の取り組みを推進する。今年度は本町と長沼町、江別市の3市町が試行的に事業を実施する。本町は健康推進・子育て支援・冬期間のイベントの3分野でのボランティア活動を実施する。長沼町は空き地・空き家の活用に関するワークショップを開催する。江別市は大学と自治体をコーディネートする団体を設置する。

炭化炉解体撤去工事

質 疑

三田議員 解体撤去工事は、設置業者を含めて実施するとのことだったが、工事の内容は。

環境政策課長 低価格で短期間に、また安全に解体撤去を行うため、設置業者ではなく製造に関わった業者へ直接発注した。電気、配管、屋根修理等は町内業者へ発注したことで予算を下回り減額補正した。

《討論》 〓 反対 〓

重山議員 図書館業務は、以前から指定管理業務に馴染まないと反対しており、今回の一般会計補正予算は認められない。

《討論》 〓 賛成 〓

なし

条例

▼栗山町条例の一部を改正する条例の一部を改正
▼栗山町国民健康保険条例の一部を改正
以上2件の条例は地方税法の改正に伴う改正
▼栗山町介護保険条例の一部を改正
マイナンバー制度導入に伴う改正

▼国民健康保険特別会計補正予算
一般被保険者療養費及び出産育児一時金の増による追加
(266万円の増額)

▼後期高齢者医療特別会計補正予算
後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う補正
(51万円の増額)

▼水道事業会計補正予算
▼下水道事業会計補正予算
以上2件は、制度変更により公営企業債の償還期間を30年以内から経営的に有利な40年以内に変更

▼栗山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
平成28年1月よりマイナンバーが利用開始されることに伴い、「庁内連携」といわれるシステム環境整備が必要なことから新たに条例を制定

質 疑

重山議員 マイナンバー通知カードが届いていない現状は。また、介護申請での認知症の方に対する対応は。

住民生活課長 12月15日現在で、217通が届いていない。交付率は96.4%。引き続き通知カードの受け取りに関する周知を行う。

保健福祉課長 原則、介護申請に番号が必要だが、特別な場合は引き続き介護サービスを受けられるようにする。更新は、事業所の代理申請が可能であることから、介護事業所へ周知する。

《討論》 Ⅱ 反対 Ⅱ

重山議員 マイナンバー制度は、国民のニーズから生まれたものではなく、国が国民の資産や所得を把握し、税や社会保険料の徴収強化を図ることと、一部の大企業の利益のために始まったものである。この制度に関連する企業からの自民党への政治献金も明らかになっている。通知カードが届いていない現状の中、1月から制度をスタートしていいのか。過大な税金を投入し、今後も費用がかかり続けるが、それを超えるメリットが国民にも自治体にもない。このような制度は、1月実施の中止に向け見直すべきである。

《討論》 Ⅱ 賛成 Ⅱ

なし

▼栗山町下水道条例の一部を改正

排水設備に係る工事の検査や指定業者の指定を受ける場合に当該業者が手数料を納めなければならないことを新たに規定するもの。

質 疑

重山議員 他市町村の現状と収入見込みは。

建設水道課技術長 本町は、企業会計を適用しており、特別会計で実施している自治体においても手数料をとっていることから判断した。年間の収入見込みは10万円程度。

《討論》 Ⅱ 反対 Ⅱ

重山議員 金額の多寡ではなく、現在の経済状況の中、新たな町民負担を伴うものは認められない。

《討論》 Ⅱ 賛成 Ⅱ

なし

人事案件

固定資産評価審査委員に磯見氏を再任

平成27年12月21日で任期満了となる磯見氏を再任することに同意。任期は平成30年12月21日までの3年間。



磯見よし子氏
(中央3)

人権擁護委員に井上氏と諏訪氏

平成28年3月31日で任期満了となる井上氏と諏訪氏を再任することに同意。任期は平成31年3月31日までの3年間。



井上善晴氏
(松風3)



諏訪英敏氏
(中里)

その他

次の7件は公の施設の指定管理者を指定するもので、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間。

▼栗山公園及び夕張川河畔広場に係る指定管理者の指定
たかはしダリア
(中央3)

▼栗山町社会教育施設等に係る指定管理者の指定
(株)日東総業
(錦3)

▼栗山町社会体育施設に係る指定管理者の指定
(株)スイテック
(錦3)

▼栗山町栗山ダムパークゴルフコースに係る指定管理者の指定
クリーンセンター(株)
(中央3)

▼栗山町勤労者福祉センターに係る指定管理者の指定
栗山地区連合会
(中央3)

▼栗山町いきいき交流プラザに係る指定管理者の指定
栗山町社会福祉協議会
(朝日4)

▼栗山町図書館に係る指定管理者の指定
NPO法人くりやま
(中央3)

《討論》 Ⅱ 反対 Ⅱ

重山議員 図書館の指定管理は、他自治体と比較し人的配置、雇用状況が配慮されており評価するが、そもそも直営で運営すべきと思う。設置目的は教育機関であり、5年で契約が変わる運営では安定的、継続的雇用、司書を育成する点でも本質的矛盾がある。経費削減が目的の指定管理制度そのものが馴染まない。

《討論》 Ⅱ 賛成 Ⅱ

三田議員 選定委員会で十分に審査され、実績や経験もある団体である。また、町内関係団体との連携事業が提案され、今後の運営に期待できる。



安全保障関連法の廃止を
求める意見書提出に関する
請願

提出者

須田幸子 佐藤 剛
稲毛 淳 伊達佐重
泉真沙子 吉田輝雄
紹介議員 千葉清己
重山雅世

請願の趣旨

この法律は、9月19日、
参議院本会議において十
分な国会審議を経ること
なく可決・成立し、安倍
内閣が集団的自衛権の行
使を容認する憲法解釈の
変更を行い、武力攻撃事
態法、PKO法など既存
の10法律を一括改正する
平和安全法制整備法と、
新法の国際平和支援法で
ある。

国会審議を通じて憲法
違反であることが明白と
なり、戦闘地域での兵站
活動、戦乱の続く地域で
の治安維持活動、核兵器
等を輸送できる後方支援
活動は、憲法が禁じる武

力行使そのものとなる。

圧倒的多数の憲法学
者、内閣法制局長官経験
者、最高裁長官経験者が
安全保障関連法案は「違
憲」と断じている。

また、各種世論調査で
も国民の多数が「反対」
し、理解が得られていな
い。

国会審議では、自衛隊
の内部文書が明らかにな
り、国会と国民にも示さ
れないまま、安全保障関
連法の成立を前提とした
具体化が図られていたこ
とは重大な事態で、徹底
した審議が求められる。

よって、憲法の根幹に
係わるこの法律が十分な
審議を行うことなく成立
したことは極めて遺憾で
あることから、安全保障
関連法を廃止する意見書
の提出を請願する。



請願者から意見を聴く
(12月16日)

安全保障関連法の廃止を求める意見書
提出に関する請願で賛否が分かれる

賛成3反対7で不採択

反対討論

平和安全法制は戦争をさ
せない法制

佐藤議員 平和安全
法制の主な内容は、

自衛隊が活動する際の要
件、手続きなどを定める
もので、いかなる状況に
際しても切れ目のない、
隙間のない対応を可能と
するものである。その必
要性は、日本を取り巻く
安全保障環境が変化し、
核兵器や弾道ミサイルな
どが世界に拡散し、容易
に国境を越えるため、一
国のみで平和を守ること
ができない時代となつて
いるからである。この状
況において、日本を守る
ためには、徹底した外交
努力を重ねること、その
上で十分な備えを持つこ
とであり、この備えが平
和安全法制である。昨年
の7月、憲法9条の基で

認められる自衛の措置の
限界を明確にした新3要
件が閣議決定された。公
明党は、この新3要件の
全てを平和安全法制に盛
り込ませた。このことに
より可能となる武力の行
使は、日本を防衛する
ためのやむを得ない自衛
の措置であり、他国防衛
を目的とする集団自衛権
の行使は認められていな
い。また、国際平和支援
法に基づく自衛隊の海外
派兵は、国際法上の正当
性、国民の理解と国会関
与、自衛隊員の安全確保
の3原則を盛り込ませ、
自衛隊を派遣できるのは
国連決議等があることを
絶対条件とし、さらに国
会が事前に承認した場合
のみとしている。補給な
どの後方支援は、戦闘行
為が行われている現場で
実施をするものではなく、
あらかじめ後方支援を実

施する区域を基本計画に
明記し、安全が確保でき
なくなった場合は活動の
一時休止、中断の規定も
盛り込まれた。
以上、平和安全法制は、
憲法9条の下にあり戦争
法では決していない。一部
の国民が戦争法と主張し
ているが、戦争をさせな
い法制である。

全町的な統一的理解の段
階には至っていない

藤本議員 議会運営
委員として採決に

関わり、委員長報告では
不採択すべきものと決定
があった。いろいろな主
義・主張があり、どこで
合意を得るかは分からな
いが、不採択すべきもの
とした根拠は、地方自治
法第99条において、地方
議会が国に対し物を申す
権利を保障されている
が、その際には、町民全
体が意見を言うことを一
生懸命取捨選択しながら
するものだと考えてい
る。今回の請願は、いろ
んな意見が渦巻いてお

り、賛否が分かれている
中で、全町的な統一の見
解という段階までには至
っていないという判断か
ら、私は、不採択の意見
とした。

賛成討論

抑止力や力対力では解決
できない問題

千葉議員 昨日の議
会運営委員会にお

ける参考人の発言から、
内容を話したいと思う。
終戦を小学校3年生のと
きに迎えた方からは、自
宅の側に中国人収容所が
あり、そこから夕張の炭
鉱に強制労働させられ、
夜には日本人が捨てた残
飯をあさっていた。また、
虐待を受けていたのを目
の当たりにしたとの話で
あった。栗山町には、ハ
サンベツに火薬庫、町内
に兵舎があり、戦争が色
濃く、嫌な時代であった。
戦後、「新しい憲法の話」
という社会科の副読本に
は、平和・自由・平等・
人権についての記載の中

で、「二度と日本は戦争をしない」との明記があったことから、希望を持ち、明るく生きていける時代になると感銘を受けたとの話もあった。また、別の参考人からは、14歳で軍隊に入り17歳で終戦を迎え帰還した兄を、立派な大人と思っていたが、当時は今の中高生の年代であった。軍隊時代のことは話したがらないが、苦勞をしてきたことがありありと見られるという話があった。もう一人の参考人からは、条例と法律は対等であり、法律が間違っていれば地方議会が地方自治法第99条により意見を述べることができることになっているので積極的に行うべきだという意見があった。

今、平和を巡る国際環境が変わってきているという話があったが、私は、あくまでも外交努力によって解決していく問題であり、抑止力や力対力では解決できないものと思っている。

戦争のない平和な世の中を子どもたちに

重山議員 反対討論

ただでは日本を守れない。さらに、一国だけでは平和を守れないという話があった。戦争は、平和や安全という枕詞と一緒にやってくる聞いたことがあるが、まさにそのとおりだと思う。イラク戦争では、後方支援で自衛隊が参加し、宿営地付近に爆弾が飛んできたが、憲法9条が歯止めとなり、武器を使わなかったからこそ自衛隊員の命が守られたと元防衛官僚が話していた。また、全町的な町民の総意を図る点では、まずは、自身がこの法案が憲法違反であるかどうかの立場を明確にする必要がある。請願の中に、多くの憲法学者や弁護士、内閣法制局長経験者や元最高裁長官などの有識者が違憲だと断じている。世論調査の結果でも、今国会で成立させるべきではないという声が6割を超え、政府の説明が不十分という声が8割を超えた。これが国民の声であり、町民の声ではないか。その声に応えるのも議員の務めではないか。

歴代政権でも憲法9条の下では集団的自衛権は行使できないとしてきた解釈がひっくり返された。立憲主義の基本は、憲法は守らなければならないことで、権力は憲法によって規制されるものだが、その基本が壊され、権力が憲法を無視して暴走し始めると独裁政治の始まりである。この戦争法に盛り込まれた戦闘地域での兵站、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護のための武器使用や集団的自衛権行使そのものが憲法9条を蹂躪するものである。安全保障環境が変わったという点では、国会で共産党議員が「中国を脅威とみなしているか」という質問に、岸田外務大臣は「脅威とみなしていない」と答弁した。しかし、マスコミを利用し中国脅威論、北朝鮮脅威論を流し続け、世論誘導している。憲法学者等が違憲としたことは極めて重要で、政治に立憲主義と民主主義を取り戻す国民的な大義を持った課題を、町民の代表として、思想・信条の違いを乗り越え、議会の責任と良識を町民に示し、戦争のない平和な世の中を子どもたちに引き継いでいきたい。

採択 賛成3 反対7
結果 不採択



「介護報酬の再改定を求める意見書」採択を求める陳情

提出者 鈴木 緑

畠山 恭幸

陳情の趣旨

平成27年4月実施の介護報酬は、マイナス4・48%の大幅なマイナス改定となった。特別養護老

人ホームが基本報酬で5%超、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては20%を超えるマイナス改定となり、事業の継続が困難になっている。全国各地では、既に事業所の閉鎖・撤退が始まり、地域によつてはこのことが住民から介護サービスの奪う事態となっている。社会保障の充実のために消費税を増税をしたにもかかわらず、改定は許されない。

厚生労働省は、切り下げの理由を「社会福祉法人の内部留保」としているが、都市部の一握りの事業者を例に挙げ「介護は儲かっている」との判断は明確な誤りで、過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく、事業所の撤退が相次ぎ訪問看護などのサービスが利用できない自治体もある。

また、処遇改善加算は、介護職が対象だが、看護師・ケアマネジャーなど多様な職種があり全体のバランスの取れた処遇改善には、介護報酬の引き上げが必要である。

採択 賛成10 反対0
結果 採択



陳情者から意見を聴く
(12月16日)



TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める意見書

【要旨】 TPP交渉は、10月5日に米国での閣僚会合で、大筋合意に至ったと発表された。政府の「合意」内容は、農林水産物は全体の8割が対象となり、聖域とされた米や麦、牛肉・豚肉、乳製品、さとう・でん粉の重要5品目についても3割が関税撤廃となり、かつて経験したことがない農畜産物市場の開放となっている。

農林業が基幹産業である本町では、この結果に対し、農業者をはじめ多くの人々に、失望感が漂っている。

TPPは、関税など物品市場アクセスだけではなく、食の安全・安心や投資、金融サービスなどの分野にまたがる広範な経済連携協定であるにもか

かわらず、守秘義務を盾に、情報の開示や国民的議論がないまま、国内対策の論議を進めている。しかし、「合意」の内容は、食料安全保障の観点を含め国会決議との整合性が問われる農産物関税の扱い、さらに、衛生植物検疫措置や医療制度などが国民の暮らしに係る疑念が解消されていない。

よって、政府は、国会での承認手続きに入る前に徹底した情報公開を行い、TPP合意内容と影響などについて国民に対する説明責任を果たすこと。また、衆参両院の農林水産委員会における国会決議との整合性について真摯に徹底した検証を行うこと。その結果、国会決議に違反すると判断された場合は、速やかにTPP合意を撤回することを強く要望する。

※右記のほか、採択された陳情「介護報酬の再改定を求める意見書」も関係省庁へ提出



議 件 名	結 果	大 西	友 成	植 崎	佐 藤	重 山	置 田	大 井	千 葉	土 井	三 田	藤 本	鵜 川
平成27年度栗山町一般会計補正予算(第7号)	可	○	○	欠	○	×	○	○	○	○	○	○	—
栗山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	可	○	○	欠	○	×	○	○	○	○	○	○	—
栗山町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例	可	○	○	欠	○	×	○	○	○	○	○	○	—
栗山町介護保険条例の一部を改正する条例	可	○	○	欠	○	×	○	○	○	○	○	○	—
栗山町下水道条例の一部を改正する条例	可	○	○	欠	○	×	○	○	○	○	○	○	—
栗山町図書館に係る指定管理者の指定について	可	○	○	欠	○	×	○	○	○	×	○	○	—
安全保障関連法の廃止を求める意見書提出に関する請願	不	×	×	欠	×	○	×	×	○	×	○	×	—

可：可決 不：不採択 ○：賛成 ×：反対 欠：欠席



賛否の公表

栗山町議会は、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるため、議案などに対する各議員の態度を公表しています。

※鵜川和彦議員は議長のため採決に加わっていません。
※掲載されていない議案はすべて全員賛成

議会中継をご自宅で見ることができます

議会では、インターネットによるライブ中継（生中継）と録画配信をしています。栗山町議会ホームページからご覧ください。

<http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/gikai/index.html>



第8回臨時会（10月30日）

一般会計他2特別会計の補正予算が可決、また、道央廃棄物処理組合議会議員選挙が行われ、鶴川和彦議員、藤本光行議員が選出されました。

■平成27年度一般会計補正予算

6010万円を追加し、総額は85億6211万円。

—主な内容—

- ・社会保障・税番号制度システム整備 969万円
- ・くりやまちょうPR隊事業 488万円
- ・くりやま若者シティプロモーション事業 540万円
- ・高齢者インフルエンザ予防接種事業追加 106万円
- ・堆肥化施設ミニショベル更新 227万円
- ・地域ふれあいプレミアム付商品券発行事業追加 475万円
- ・町道湯地継立線道路改良工事追加等 750万円
- ・対外競技派遣費追加（中学校費） 63万円
- ・災害復旧費 2030万円

■平成27年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算

—主な内容—

- ・高齢者インフルエンザ予防接種事業追加 34万円

■平成27年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算

—主な内容—

- ・介護のしごと魅力アップ事業追加 222万円

質 疑

地域経済活性化・地方創生対策費

重山議員 くりやまちょうPR隊の人数とくりやま若者シティプロモーション事業の内容は。

経営企画課長 くりやまちょうPR隊は、栗山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本戦略に基づき導入する事業で、ふるさと納税の推進を図る隊員、観光振興・移住促進を図る隊員、若者定住を推進する隊員の3分野で2名ずつ合計6名を考えている。

若者定住推進室長 くりやま若者シティプロモーション事業は、町内の若者・子育て世代のまちへの愛着の醸成を図り、若者自らがまちの魅力を効果的に発信していくことによって、栗山に住みたい、住み続けたいと思うブランドイメージの定着化を図る事業で、今年度は本町の現状把握の調査分析とフェイスブックの内容検討、次年度は町民によるプロモーション推進隊を立ち上げ、戦略プランを策定していく。それらに係る業務を専門業者に委託するものである。

地域ふれあいプレミアム商品券発行事業

榎崎議員 プレミアム商品券の申込み状況と追加分の財源は。

ブランド推進課長 4400セットの申込みがあり、道との協議の結果、本町の要望分全てを受け入れてくれることとなった。財源は、全額道補助となっている。

※マイナンバー制度に伴う一般会計補正予算に係る討論

《討論》＝反対＝

重山議員 マイナンバー制度は、個人情報漏えいや不正利用の疑念が拭えない。国民の所得や資産を掌握し、徴税の強化とともに、社会保障のチェックをするためのものだと思う。導入コストの割に便益があるのか説明が尽くされていない。この制度の廃止に向けた検討と議論こそ必要である。

《討論》＝賛成＝ な し



賛否の公表

議 件 名	結 果	大 西	友 成	榎 崎	佐 藤	重 山	置 田	大 井	千 葉	土 井	三 田	藤 本	鶴 川
平成27年度栗山町一般会計補正予算（第6号）	可	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	—

4 議員が一般質問

重山雅世 議員

- ①多子世帯に対する保育料負担軽減を
- ②栗の活用事業で雇用の創出を
- ③冬季加算特別基準の周知徹底を

千葉清己 議員

- ①非核・平和のまち宣言の具体化を

藤本光行 議員

- ①本町農業におけるＩＣＴ利活用の推進を

土井道子 議員

- ①やさしさが魅力の町を
- ②子ども医療費助成制度の拡充を

町政に
ここが
聞きたい





重山雅世 議員

子育て支援

多子世帯に対する保育料負担の軽減を

「見なし適用」による再計算を実施



夏まつりに行われたいちい保育園のお遊戯発表会

議員 保育料の大幅な値上げに救済を求める報道があった。原因は3月議会でも指摘した国の「子ども・子育て支援制度」による保育料算定基準の変更にある。昨年度までの（年少扶養控除があった場合として税額を再計算する）「見なし適用」を4月から止めたことと、実際の子どもの数ではなく1世帯一律2人を基準としたことで、子どもの数が多いほど負担が大きくなり、3人以上の多子世帯の保育料が値上がりした。道内では、これまでの「見なし適用」を継続し保護者負担分を軽減している自治体がある。本町の実態を調査するとともに、収入が変わらなくても負担が増えた世帯

に対する軽減策を求めるが見解は。

町長 「子ども・子育て支援制度」による本町の影響は、「階層が上がる」が28世帯、「階層が下がる」が27世帯、「変化なし」が67世帯で、影響が大きいと言われている3人以上の子どもがいる世帯では、「階層が上がる」が20世帯、「階層が下がる」が5世帯、「変化なし」が16世帯である。札幌市は、保護者からの要望を受け、「見なし適用」により再計算を行い、激変緩和措置を講じたが、近隣市町では、「現在、考えていない」との回答であった。本年3月の質問に対し、新制度の課題、問題があれば検討すると答弁していることから現状を踏まえ、今後、検討する。

議員 保育料負担増の世帯に対する今後の具体的な対応は。

町長 札幌市と同様、本町も「見なし適用」の対応をしたい。

地域活性化

栗の活用事業で雇用の創出を

加工施設、商品製造と販売で雇用創出に期待

議員 品種登録に向けた栗の調査分析、試験圃場の確保と管理、栽培地の拡大、栽培技術の育成を目的に平成22年「北のくりやま栗づくり協議会」が発足し、栗の生産は100トン、栽培地50町歩として始めた。平成27年度から始まった第6次総合計画では、同協議会へ補助金を出しながら進めることとなっているが、事業の進捗状況は。

また、一定の生産量が確保できれば、関係機関との連携による商品開発等に取り組むことで新たな地域の若者の雇用を生み出せるのでは。

町長 平成22年に事業実施主体を町とし農業者を母体に関係機関を加えて「北のくりやま栗づくり協議会」を立ち上げ適正な管理作業や各種調査



岐阜県の恵那川上屋の提案で試験販売した栗の渋皮煮

を実施してきた。平成26年には、生産者で構成する「くりやま栗を育てる会」を立ち上げ、栽培地の拡大に向けた体制づくりを進めてきた。商品は、協力をいただいている法人の提案により「栗の渋皮煮」を製造し、少量であるが試験販売を実施した。栗は収穫期が限られて鮮度が短いため、一次加工が必要であり、町内に加工施設があれば、雇用が生まれるほか、商品の製造と販売でも雇用の

創出が期待できる。今後は、安定生産のため、栗の栽培技術の向上に努め、商品開発、加工、販売に向け事業者と連携しながら取り組んでいく。

こういった質問もしました

冬季加算特別基準の周知

徹底を。

生活保護法の一部改正により特別基準が設定された。主管している空知保健福祉事務所と適切に連携し対応する。

恒久平和



千葉清己 議員

非核・平和のまち宣言の具体化を

平和教育の推進・意識啓発を継続実施

議員 本町は、平成21年12月17日に「栗山町非核・平和のまち宣言」をし、役場敷地内に懸垂幕が掲げられ平和を祈る民間団体の活動を後援するという意義あるものになっている。今年、戦後70年が経過し、平和の大切さを未来に伝えていく活動がますます求められていることから、次についての見解は。

教育長 ①平和教育は、平和で民主的な国家社会の形成者の育成を目指す。自国や他国の理解を深めるとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うものである。広島、長崎へ中高生を派遣

し原子爆弾の悲劇を学ぶことや戦争体験者からの聴き取り活動は有効な方策の一つと考えている。現在、学校では、戦争の悲惨さを知り、戦争は絶対繰り返さないという意志を子どもたちに育むため、全教育活動を通して平和教育を行っている。今後も地域人材や資源を有効活用し進める。社会教育でも、栗山町在住者の戦争体験の書籍の活用とともに町内の戦争体験者に語り部として活動できるような支援するほか、図書館を会場にした「原爆と人間」のパネル展などの広報活動を推進していく。今後も行政と学校、家庭、地域が連携しながら平和の大切さについて意識の高揚や内容の充実を図っていくことから、子どもたちを広島、長崎に派遣することは考えていない。

町長 平成21年12月「栗山町非核・平和のまち宣言」をし、役場敷地内に懸垂幕を設置して平和



の尊さと平和維持についての意識啓発を行ってきた。また、平成27年は戦後70年・被爆70年の節目となることから、「平和首長会議」の加盟自治体として認定された。町広報には、戦争や核兵器の悲惨さ、平和の大切さの特集記事を掲載し、今後も継続的に啓発活動に努めていくので「非核・平和を祈る日」の新たな位置付けや式典開催は考えていない。

質問は要約されています

議会だよりではスペースの都合上、審議した議案や質問・答弁の内容を要約して載せています。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されており、ご覧になりたい方は議会事務局までお問い合わせください。



藤本光行 議員

農業振興

本町農業におけるICT利活用の推進を

農業関係団体等と協議し検討



ここ数年で急速に導入が進んでいるGPSガイダンス（農業用カーナビ）

議員 現在、本町の基幹産業である農業は、TPP交渉の大筋合意など多くの問題を抱えている中、農業者は生き残りのために若い担い手を中心に経営規模を拡大し、効率的で低コストな農業の実践を図っている。しかし、限られたマンパワーの中で、より大規模な営農を実現するには、さらなる省力化と技術革新が求められている。このように、将来を見据えた農業の体質強化の先進的

手法として、農業へのICT※¹利活用があげられ、とりわけ、GPSシステムの農業利用は、近年北海道を中心に急速な伸びを見せている。高精度のGPS※²位置測位は、そのシステムの構築によって農業はもとより福祉・医療・介護・建築土木・害獣駆除など様々な分野に応用可能とも言われている。そこで、時代の先を見据えた農業のICT利活用の推進と、RTK・GPS※³基地

局設置や日本版GPSである準天頂衛星システムによる高精度測位の可能性の検討を早急に進め、栗山町全体に資するインフラとして整備してはどうかと考えるが見解は。

町長 本町の農業は、経営者の高齢化や後継者不足などにより農業者の減少が想定される。その一方で、担い手への農地集約による経営規模の拡大や、基盤整備による農地区画の拡大が進む中、農作業の効率化、省力化が

求められている。これら農作業の効率化や生産性の向上を図る手段として、ICTを応用した先進的な農業技術が開発され、その一つがGPSの活用である。その技術は、GPSガイダンスシステムとしてトラクターを用いた耕起、整地、肥料散布、防除作業など、様々な農作業で活用が進んでいる。しかし、現段階では、誤差が大きいことが課題の一つであり、より測位精度を増すためには、町内に数カ所程度の補正用簡易基地局の設置が必要である。本町でも若手農業者を中心に、既にGPSガイダンスシステムを保有している方もいるので、研究会などを立ち上げ、検討を進めてもらいたい。町としても、農業におけるICT利活用やその事業効果など、JAをはじめ、町内農業関係機関、団体と十分協議し、今後の取り組みについて検討を進めたいと考えている。



解説

※¹ ICT
【Information and
Communication Technology】

情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。「IT」もほぼ同義として用いられている。

※² GPS
【Global Positioning System】

人工衛星を利用して自分が地球上のどこににいるのかを正確に割り出すシステム。地球周回軌道に30基程度配置された人工衛星が発信する電波を利用し、受信機の緯度・経度・高度など割り出す。

※³ RTK - GPS
【Real-Time Kinematic GPS】

既知点からの補正観測情報を携帯電話や無線を利用して移動局に送信し、移動局の位置をリアルタイムで測定する方法。



土井道子 議員

やさしさが魅力の町を

関係団体等の意向を確認し検討

議員 本町の市街地は歩道や車道が整備され美しい街並みを形成しているが、高齢者や障がい者が困難そうに歩いているのを見かける。高齢化が進む中、気軽に外出を楽しむ、まちなかで豊かなコミュニケーションが育まれるよう「やさしさ・思いやり」に配慮した環境を整備していく必要があると考えるが、次についての見解は。

町長 ①昭和63年北海道介護福祉学校開校以来、



町内に8基設置されている「歩道ベンチ休さん」

「福祉のまち栗山」をキャッチフレーズに「人にやさしいまちづくり」を進めてきた。平成7年度、高齢者等の休憩やバスを待つ場所として町内各所に「歩道ベンチ休さん」をスタートさせ、今年度は、栗山建設協会から提供された木材を使用し、栗山町技能協会から寄贈を受け、現在、角田・継立に各1基、栗山市街地に6基の合計8基を設置している。今後、栗山町技能協会と増設に向け検討する。

②平成6年からバリアフリーのまちづくりを目指し、関係団体等からの意見により改善を進めてきた。くりやま駅前通り商店街の近代化事業で、個店の自動ドア化、ふれあいトイレの設置、ベンチとして利用できる花壇の設置等を実施しており、今後も人にやさしいまちづくりを進める。助成制度は、関係団体等の意向を確認しながら検討する。

子育て支援

子ども医療費助成制度の拡充を

診療科目数が充実しており拡充しない

議員 南空知管内4町で

栗山町だけが、町外の医療機関の通院は、子どもの医療費助成が未就学児童までとなっている。しかし、栗山町内には小児向けの医療機関はあるものの夜間や週末は対応してもらえない。今年度から高校生まで町内の通院・入院は無料となったが、町内の病院から紹介されて町外に通院しなければならぬ子どもを持つ保護者、診療日が限定されて早期に完治を求め保護者にとっては、相当な負担となっている。安全安心な子育てができる栗山町になるよう、今一度保護者の要望に沿った子ども医療費助成制度の拡充について早急に対応する考えは。

町長 ①子供を育てる家庭の経済的負担の軽減を

図るため、平成19年度から町独自の施策で医療費の助成を中学生まで拡大した。また、平成27年度から、子育て支援と若者定住対策として、次世代を担う子供たちの健康増進を図ること等を目的に医療費助成事業を18歳までに拡大した。本町は、医療機関の協力をいただき市町村圏域を単位とする一次医療圏として、診療科目数は他町と比較して充実している状況にある。そうした現状を踏まえ、入院は町外医療機関も対象としているが、外来診療は、内科・歯科とも地元医療機関で対応可能であると考えていることから、「町外医療機関の通院に係る子ども医療費助成の拡充」は、現在考えていない。



総合福祉センターしゃるるで行われた乳幼児健診

出来事・話題 Topics

議員の出席簿（日数）

平成27年5月1日～12月31日（改選後）

会議名	本会議		委員会							出欠状況		
	定例会	臨時会	総務教育	産業福祉	広報広聴	広報小	議会運営	各特別	その他	出席	欠席	出席率 (%)
大西 勝博	9	4	3	4	2	-	-	4	3	29	0	100
友成 克司	9	4	3	-	2	-	-	3	1	22	2	91.7
檜崎 忠彦	6	4	3	-	2	-	8	4	1	28	7	80.0
佐藤 則男	9	4	3	-	2	8	10	4	2	42	0	100
重山 雅世	9	4	-	4	2	8	-	4	3	34	0	100
置田 武司	9	4	-	4	2	-	10	4	0	33	2	94.2
大井 賢治	9	4	-	4	2	8	-	1	2	30	0	100
千葉 清己	8	4	3	-	2	8	-	4	3	32	1	97.0
土井 道子	9	4	-	4	2	8	-	4	2	33	0	100
三田 源幸	9	4	3	-	2	8	10	4	3	43	0	100
藤本 光行	9	4	-	4	2	-	10	4	3	36	0	100
鵜川 和彦	9	4	-	-	-	-	-	-	3	16	0	100

※注1 正副議長（鵜川議長、大西副議長）は、議会運営委員会には委員ではなく、オブザーバーとして出席

※注2 監査委員（大井議員）は、決算委員会には監査委員として出席

※注3 各特別は予算及び決算の審査特別委員会、中長期財政問題等調査特別委員会

※注4 その他は一般会議、議会報告会、議会改革推進会議、モニター会議

表紙の一枚！

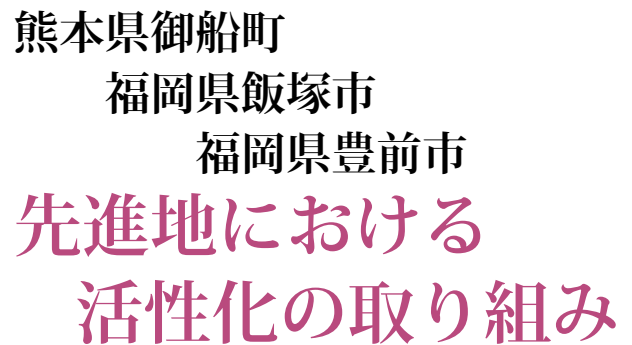
地域おこし協力隊の活動！

平成26年4月から北海道大学農学部を休学し、本町の地域おこし協力隊として活躍している目黒さん。冬期間は、種イモ出荷センターで種イモの袋詰めを多くのパートさんと一緒に、研修を深めていました。

地域おこし協力隊 目黒温樹さん

（2015・12・21）撮影 佐藤





議会活性化について

熊本県御船町

商店街活性化の取り組み

福岡県飯塚市

また、親しみやすく便利な商店街づくりとして、商工会議所近くのパスターミナルには、医療センターに隣接したマンションが併設され、ハンディを持つ人や高齢者に適した住環境を整備していた。また、それぞれの店舗の前には、店の一品を紹介する統一したミニ

黒板が設置されていた。商店街の中には、健康増進に役立つ施設や子どもの遊び場ロッキークラ イミング、住民が集会活動できる施設が設置されていた。また、マンションが建設中であり、1戸2000万円程度での販売を予定しており、人を呼び戻すための工夫や住みやすい環境づくりを目指している。

◆◆◆◆◆ 視察を終えて

炭鉱閉山後、郊外の大型店に客足が向いていたが、様々な取り組みによって商店街が活気づき、店舗を離れた店主たちが商店街に戻って販売を始める人が増えてきているとのことであった。商店街の人たちの熱意と努力、そして商工会議所や行政のサポートが重要と感じた。



商店街活性化の取り組みにより活気を取り戻した商店街
(長崎街道 11月5日)

廃校利活用の取り組み

福岡県豊前市

豊前市は、福岡県の東部に位置し、昭和30年4月近隣市町と合併し、その後、宇島市から豊前市へと改称し、人口は2万6000人ほどである。

視察研修には、議会、NPO法人もみじ会、行政より説明を受け、過疎化に伴う児童数の減少は、競争する場及び切磋琢磨する機会に恵まれず、教育の適正化、効率化を図るためにも統廃合は不可欠であるため、小学校を統廃合し、15校(平成6年度)から10校としたとのことだった。

学校跡地は、公民館や地域集会所として活用されているが、旧上川底小学校については、地元住民の要望により、区長が地区の振興を目的として借り受け、運営は「NPO法人もみじ会」が行っている。市役所から車で15分程度の山間地区にあ



様々な工房が入り運営されている「もみじ校舎」(11月6日)

る木造づくりの校舎「もみじ校舎」の現地視察では、木工、染物、銅版画、草木染、木彫り、陶芸、バイオリン工房などの独立した工房があり、作品の製作販売、喫茶コーナー、講堂を利用してコンサートに映画、地域の運動会など様々な事業が展開されている。

◆◆◆◆◆
視察を終えて
NPO法人が運営主体となり、地域住民が利用できることにも、体験型工房等を設置することにより、県内はもとより県外からも集客できる施設として活用されていた。本町における廃校利用の参考にしていきたい。

政務活動費を活用して千葉議員が参加した研修会の報告

自治体議会の役割 東京都千代田区

11月27日、元東京都副知事の青山氏を講師にした研修会へ参加した。

研修内容は、日本の自治体は、大統領制ではなく、議会が官僚を出せない議員内閣制であり、地方自治法上は、首長は執行機関で、議会が立法機関となっている。日本の首長と地方議会は、車の両輪ではなく、前輪と後輪である。また、地方議会は政策立法が少なく、与党としての縛りにとらわれすぎている。呪縛を捨てて緊張感を持つべきであるとの話には説得力があった。

※その他の政務活動

- 財政問題特別講座及び調布市議会議員との意見交換(東京都)
- ・11月12日～14日
- ・6名の議員参加

町議会モニター会議報告

テーマ 栗山町議会基本条例の見直しについて

■開催日時 平成27年12月17日 18時～19時30分

議員控室

■出席者 8名(男6名、女性2名)

■会議主旨説明

栗山町議会基本条例第26条では、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討することとなっている。このため議会改革推進会議において、議会基本条例見直しのスケジュールを決定した。

◆スケジュール

町民・議会モニター・議員による評価

評価・意見を参考に条例の見直し(案)作成

議会モニター・サポーターより見直し(案)に対して意見聴取

6月議会定例会へ改正条例を上程

■モニターの意見

Aさん モニターは、町民の代表ではないが、昨年の政務活動費の増額について、議会モニター

自治基本条例があるにもかかわらず、町民に広がっていない気がするので、その辺を配慮してもらいたい。

つと期間を設けて、透明性・公平性と言っているが、実際はどうなのかと疑問を感じている。

Aさん 今年度、誰がモニターになっているのか今年初めて知った。モニター会議を7月頃に開催していただき、課題等を明らかにし、その後、2回程度の会議を開催してもらいたい。モニター同士で話し合うこともある。

Cさん 地方自治法や公職選挙法の規定の中で、また大変な時に議員になられているのに、モニターやサポーターの活動によって、議員自体の活動が制約を受けることにならないのか気掛かりである。信託、付託している以上、そういう意見に左右されず、議会(議員)として独自の意見をまとめる方が良いのではないかと。条例の見直しは、しっかりと制約を受けている段階があるので、公表している部分もあり、評価されている部分は、そのとおりと思う。

町民・議会モニター・議員による評価

その点では、私たちモニターからの意見を聴いて進めるのではなく、町民の皆さんから十分意見を聴いてもらわないと、素晴らしい議会基本条例と

が、毎年他市町村議会から視察が来ているが、矛盾している部分があるのでは。実際に、議会基本条例に謳われているようにやっているのか。も

もう一つは、反問権があるが、住民の1000人に1人の付託を受け、町から反問された時、縛りが多くて答えにくいのではないかと思う。

見直し！ 議会基本条例

あなたの声をお聞かせください！

議会基本条例の規定により条例の見直し作業開始

条例の見直しを進めるに当たり、議会基本条例や議会運営等について、広く町民の皆さんから評価・ご意見を募集します。

募集対象

- ▼町内に住所を有する方
- ▼町内に事務所、事業所を有する又は町内に勤務されている方
- ▼町内の学校に在学している方

募集期間

2月1日（月）から2月15日（月）まで

募集方法

- 住所、氏名、電話番号、職業及び意見等を明記し（下記の様式を利用または参照）、議会事務局まで持参または郵送、ファックス、Eメールでご提出下さい。
- ▼送付先
〒069-1512 栗山町松風3丁目252番地 栗山町役場 議会事務局宛
- ▼FAX ⑦21233
- ▼Eメール
gikai-jimukyoku@town.kuriyama.hokkaido.jp

結果の公表

内容を整理したうえで、議会事務局窓口、議会だより、議会ホームページで公表します。なお、ご意見に対する個別の回答はできませんのでご了承ください。

注意事項

- ▼電話や窓口での口頭によるご意見は、受け付けできません。
- ▼住所、氏名、連絡先がない場合は、受け付けできないことがあります。
- ▼個人情報情報は、公表しません。また、目的以外には使用しません。
- ▼いただいた書面は返却できません。

問い合わせ先

栗山町議会事務局
☎⑦37517

※次ページ以降に栗山町議会基本条例を掲載してありますので、ご参照ください。

〒069-1512 栗山町松風3丁目252番地 栗山町役場 議会事務局 宛
FAX 番号 0123-72-1233

（様式）議会基本条例や議会運営等に関する評価・ご意見

住 所（必須）	
氏 名（必須）	
職 業	
電話番号（必須）	

項 目	評 価 ・ ご 意 見
（例）議会報告会について	
（例）議会運営について	

この用紙をコピーまたはFAX送信用としてご使用ください。

栗山町議会基本条例

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした、栗山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議長は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにしなければならない。

3 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める栗山町議会会議規則（昭和63年規則第1号）の内容を継続的に見直すものとする。

4 議長は、別に定める栗山町議会傍聴規則（平成20年規則第1号）に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

5 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

3 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。

8 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

9 議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

(1) 政策等の発生源

(2) 検討した他の政策案等の内容

(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(4) 総合計画における根拠又は位置づけ

(5) 関係ある法令及び条例等

(6) 政策等の実施にかかわる財源措置

(7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

(1) 栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画

(2) 栗山町都市計画マスタープラン

(3) 栗山町住生活基本計画

(4) 栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(5) 栗山町子ども・子育て支援事業計画

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第10条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める栗山町議会政務活動費の交付に関する条例(平成14年条例第41号)に基づき議員個人に対して交付するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第11条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第12条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

(議会モニターの設置)

第13条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置するものとする。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置)

第14条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

2 議会は、法律により活動が制限されている常任委員会、特別委員会等の制約をこえて、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、町政の課題に関する調査のための必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会サポーターの協力)

第16条 議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な協力者(以下「議会サポーター」という。)を募り、その協力を得ることができる。

2 議会サポーターの氏名は公開し、その協力活動は原則として無償とする。

3 前2項のほか、議会サポーターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会図書室の設置、公開)

第17条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

(議員研修の充実強化)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第21条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 前項による議員の政治倫理に関する事項は、栗山町議会議員政治倫理(平成26年26条例第41号)で定める。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条に照らして判断しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第25条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を守りて議会の運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第26条 議は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

3月定例会の開会日

3月2日～

議会の予定

- 2月 1日(月) 第1回臨時会
15日(月) 南空知葬斎組合議会定例会
16日(火) 道央廃棄物処理組合議会定例会
18日(木) 議員研修会
(夕張市議会合同)
22日(月) 南空知ふるさと市町村圏
組合議会定例会
23日(火) 南空知消防組合議会定例会
空知教育センター組合議会
定例会
議員研修会
29日(月) 議会運営委員会

3月 2日(水) 第2回定例会

議会の予定は変更になる場合があります。
議会事務局または議会ホームページで確認ください。



議会に行こう！

傍聴は議会活動に触れる最も身近な方法です。皆さんの選んだ議員の活動や町政の方針などを、ぜひご覧ください。会議当日の受付で傍聴できますので、役場旧庁舎3階の傍聴席入口までお越しください。

くりやまぎかいだよりNo. 146

2016年2月1日発行

発行／北海道栗山町議会

編集／広報広聴常任委員会

〒069-1512

北海道夕張郡栗山町松風3丁目252

Tel 0123-73-7517/Fax 0123-72-1233

<http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/gikai/>

E-mail gikai-jimukyoku@town.kuriyama.hokkaido.jp

印刷／アマノ印刷



議会ホームページQRコード

ひとこと

「御園みどりの会の活動を通して」

ひでのり
岩崎 英伯さん(御園)



私の住んでいる御園第一農事組合では、私が学校を卒業して就農したのを最後に15年以上もの間、新規の後継者がいないという状態が続いていました。ところが最近、家業の農業を自らの意志で継ぐ若者たちが増えてきました。また、新規就農の若者たちが新たに御園の一員に加わってくれました。

30年前に比べると多くの作物等が栽培されるようになり、米、麦、馬鈴薯、大豆、メロン、トマトに加え四季成りイチゴ、立茎アスパラガス、酒造好適米や肉牛等々、農畜産物としての販売加工形態も多様化してきました。

そんな御園に集った若者たちで「御園みどりの会」を発足しました。

まずはお互いを知ること、そして御園→栗山→北海道→日本→世界を知ること、そこで得た知識と活力を活かして、地域ひいては世界に貢献することなどを目標に掲げ、去年は、警察署からいただいた詐欺防止などのチラシを御園の各戸に配布、育成会と合同で町内一斉清掃に参加し御園地域のゴミ拾い、最新型GPS搭載トラクターの実演講習、講師を招いての講演会(話題はTPP・町内自治活動・ふるさと納税など多岐にわたり活発な質疑応答がなされました。)、さらに年末には、御園産のそばやお米を使用した手打ちそばやおにぎりを御園の皆さんに食べていただくイベントなどを開催いたしました。

与えられたものをただこなすのではなく、自ら楽しんで自発的に行動することをモットーに活動しております。「御園みどりの会」の活動が、地域活性化の一助となり、農業が未来ある産業であるよう、私も日々努力を重ねていきたいと思っています。



広報広聴常任委員会(広報小委員会)

委員長／三田源幸 副委員長／重山雅世

委員／佐藤則男 大井賢治 千葉清己 土井道子

町議会のくわしい情報は栗山町議会ホームページへ

栗山町議会

検索



間伐で未来につなぐ北の森